主 文 原決定を取消す。 本件を岐阜地方裁判所に差戻す。 理 由

本件再抗告の理由は別紙のとおりである。

再抗告理由第一点について

所論は原決定が「再抗告人が原審において主張した執行文付与についての不備欠陥を看過した建物収法命令は違法であるとの抗告理由は、右建物収去命令に対する抗告の理由に該らない」として抗告を棄卸したのは、決定に影響を及ぼすこと明らかな法律違背があるというにある。

およそ民事訴訟法第七百三十三条所定のいわゆる授権決定は一般の執行要作及び代替執行の要件を審査し、右要件を具備することを認めた上で発すべきことは、まさに再抗告代理人の主張するとおりである。そこで債務名義に執行文が付与されているか否かは一般の執行要件にあたること明らかであるから、授権決定をなすに〈要旨〉当つては執行文付与の手続に不備欠陥があるか否かを審査すべきものである。従つて執行文付与の手続に不備〈/要旨〉欠陥があるにもかかわらずこれを看過して授権決定が発せられた場合には特別の規定のない以上これを理由として右決定に対し抗告をなしうるというべきである。

そして原決定の法律違背は決定に影響を及ぼすこと明らかであるから、本件再抗告は爾余の点につき判断をなすまでもなく理由がある。よつて原決定を取消し、民事訴訟法第四百十三条第四百十四条但書第四百七条に従い、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 山田市平 裁判官 山口正夫 裁判官 黒木美朝)